

目 次

津市告示

国民健康保険料率の決定

平成28年度固定資産課税台帳登録

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所の指定

津市応急診療所の使用料及び手数料徴収事務の一部委託

津市農業委員会の招集

放置自転車等の撤去及び保管

地縁による団体の認可

認可地縁団体の告示事項の変更

竹原診療所における使用料等の収納に関する事務の一部委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

指定席入場券販売業務に係る指定席入場料徴収事務委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

議決を経た予算の公表

公示送達

津市公告

津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業に係るプロポーザルの実施

予防接種の実施

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等に係る条件付一般競争入札執行

建設工事等に係る条件付一般競争入札執行

建設工事等に係る条件付一般競争入札執行

平成28年度津市救急・健康相談ダイヤル24事業業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

平成28年3月分津市農用地利用集積計画の決定

臨時福祉給付金給付に係る事務支援業務委託に関する条件付一般競争入札の執行

津市防災ユニフォーム一式の購入に係る条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

津市上下水道事業公告

条件付一般競争入札執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市公共下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課区域

津市農業委員会告示

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係告示の整備に関する告示

目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 6 6 号

平成 2 8 年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について、津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号）第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条の 5 第 1 項及び第 2 0 条第 1 項の規定に基づき次のとおり決定したので、同条例第 1 2 条第 3 項、第 1 6 条の 5 第 3 項及び第 2 0 条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

- （1）所得割 1 0 0 分の 8 . 0
- （2）被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 2 9 , 1 0 0 円
- （3）世帯別平等割 1 世帯につき 2 1 , 6 0 0 円

2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- （1）所得割 1 0 0 分の 2 . 9
- （2）被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 1 0 , 5 0 0 円
- （3）世帯別平等割 1 世帯につき 7 , 6 0 0 円

3 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率

- （1）所得割 1 0 0 分の 2 . 9
- （2）被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 1 2 , 5 0 0 円
- （3）世帯別平等割 1 世帯につき 6 , 0 0 0 円

津市告示第 6 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定に基づき平成 2 7 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定によりその旨を告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 6 8 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 の規定に基づき、
下記のとおり指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法 2 4 条の 3 7 第
1 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人 O F M
- 2 事業所の名称
やじろべえ
- 3 事業所の所在地
津市小舟 3 9 3 番地 1
- 4 指定年月日
平成 2 8 年 4 月 1 日
- 5 指定事業の種類
障害児相談支援
- 6 事業所番号
2 4 7 0 5 0 0 4 8 5

津市告示第 6 9 号

津市休日応急・夜間こども応急クリニック、津市久居休日応急診療所及び津市夜間成人応急診療所の使用料及び手数料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市休日応急・夜間こども応急クリニック、津市久居休日応急診療所及び津市夜間成人応急診療所

受託者
家城 介子
池田 千恵子
小野寺 香里
元坂 いく子
島田 成美
末松 和子
中林 みち代
中村 美穂
服部 夫佐代
森 智重美

津市告示第 7 0 号

平成 2 8 年度津市農業委員会第 1 回臨時総会を次のとおり招集する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日時

平成 2 8 年 4 月 1 日（金）午後 3 時 0 0 分

2 招集の場所

津市役所 本庁舎 8 階 大会議室 B

3 会議の事項

(1) 農業委員会会長の選出

(2) 会長職務代理者の選出

(3) 議 事

議案第 1 号 津市農業委員会互選規程の改正について

議案第 2 号 部会委員の互選について

議案第 3 号 第 1 農地部会部会長及び第 2 農地部会部会長並びに同職務代理者の選任について

議案第 4 号 農業委員会だより編集委員及び同委員長等の選任について

議案第 5 号 津市農地利用最適化推進委員の決定について

津市告示第 7 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
住吉町地内	1	平成 2 8 年 3 月 1 日
大里窪田町地内	1	平成 2 8 年 3 月 3 日
上弁財町津興地内	1	平成 2 8 年 3 月 8 日
大門地内	1	平成 2 8 年 3 月 1 5 日
久居駅前第 1 公共自転車等駐車場	3 1	平成 2 8 年 3 月 1 7 日
久居駅前第 2 公共自転車等駐車場	3 9	平成 2 8 年 3 月 1 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 1 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 2 2 日
半田地内	1	平成 2 8 年 3 月 2 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 2 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 2 5 日
一身田平野地内	1	平成 2 8 年 3 月 2 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 2 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 3 月 2 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 2 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 2 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 3 0 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 3 0 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 3 月 3 0 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 3 月 3 1 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 7 2 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

浄土寺自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (3) 防犯、防災に関する事。
- (4) 集会施設等の維持管理に関する事。
- (5) その他目的を達成するために必要な事。

3 区域

- (1) 津市安濃町浄土寺地内とする。ただし次のものを除く

ア 既に他の自治会に入会しているもの(3 9 8 番地)

イ 浄土寺地内であっても既に独立した自治会がある区域
(ヒーリングパーク自治会 1 8 番地 4 6 ~ 1 8 番地 5 8)

ウ 今後、自治会をつくる予定がある区域
(1 4 9 0 番地 1 1 ~ 2 2)

エ サンコーポコシバ入居者

- (2) 川西地内であるが、既に浄土寺自治会に入会しているもの
(川西 6 4 3 番地)

4 事務所

三重県津市安濃町浄土寺 1 7 0 7 番地

5 代表者の氏名及び住所

笠 井 光 雄

三重県津市安濃町浄土寺 4 7 9 番地 5

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有

無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成28年3月31日

津市告示第 7 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年津市告示第 5 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小舟自治会

三重県津市小舟 1 5 番地

代表者 本多 周良

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	波多野 浩一 三重県津市小舟 1 4 番地
変更後	本多 周良 三重県津市小舟 1 5 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 1 月 3 1 日の定期総会において改選され、平成 2 8 年 4 月 1 日から就任したため。

津市告示第 7 4 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、津市国民健康保険竹原診療所(巡回診療を含む。)における使用料及び手数料の徴収に関する事務の一部を次のとおり委託したので地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び津市会計規則第 1 6 条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 津市国民健康保険竹原診療所(巡回診療を含む。)における使用料及び手数料の徴収に関する事務

受託者
吉永 さち子
大畑 美和子

- 2 委託期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 9 月 3 0 日まで

津市告示第 7 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 6 年津市告示第 5 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安部区自治会

三重県津市安濃町安部 5 2 4 番地

代表者 落 合 哲

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	川 本 員 正 三重県津市安濃町安部 4 8 6 番地
変更後	落 合 哲 三重県津市安濃町安部 5 2 4 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 3 月 2 0 日の定期総会において選任され、平成 2 8 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 7 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 5 2 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

岡南区自治会

三重県津市安濃町川西 2 6 5 番地

代表者 真 柄 正 裕

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中 山 秀 樹 三重県津市安濃町川西 5 4 番地
変更後	真 柄 正 裕 三重県津市安濃町川西 2 6 5 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 3 月 2 0 日の定期総会において選任され、平成 2 8 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 6 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中ノ村自治会

三重県津市白山町中ノ村 1 1 5 番地

代表者 長谷川 好

2 変更に係る事項

地縁による団体の目的

変更前	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1)回覧板の回付等、中ノ村自治会内の住民相互の連絡 (2)美化・清掃など中ノ村自治会内の環境整備 (3)集会所・真光寺の維持管理 (4)中ノ村共同墓地の維持管理 (5)自治会共有林の維持管理
変更後	本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1)自治会員相互の意思疎通と情報の提供 (2)自治会員が住み易い生活環境を創造するための整備や美化 (3)集会所・真光寺及び中ノ村共同墓地の維持管理 (4)自治会共有林の維持管理 (5)中ノ村地区の住環境及び農業環境を維持・発展させるため、近隣関係者をも含めた組織を設置 、個人所有農地を地域で保全・活用するため、自治会に「農業部会」を設置し、農地の集積及び集約を図る

	、「中ノ村自主防災会」「中ノ村地域資源保全会」「中ノ村地域獣害対策協議会」を設置し、別に定める規約で各組織を運営
--	--

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の目的の変更が、平成２８年１月３１日の総会で議決されたため。

津市告示第 7 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、使用料の徴収に関する事務の一部を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託先

愛知県名古屋市東区東桜二丁目 1 3 番 3 2 号

チケットぴあ名古屋株式会社

2 委託期間

平成 2 8 年 4 月 2 0 日から同年 8 月 3 1 日まで

3 徴収する入場料

津市モーターボート競走場における指定席に係る入場料

4 徴収方法

現金、クレジットカード

津市告示第 7 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

山出地区自治会

三重県津市安濃町草生 8 5 3 番地

代表者 紀 平 晃 生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小 林 重 春 三重県津市安濃町草生 1 6 5 9 番地
変更後	紀 平 晃 生 三重県津市安濃町草生 8 5 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 4 月 3 日の定期総会において選任され、平成 2 8 年 4 月 3 日から就任することになったため。

津市告示第 8 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 2 9 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

産品自治会

三重県津市産品 1 4 2 2 番地 1

代表者 野田 重郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	野田 喜六 三重県津市産品 3 4 7 番地
変更後	野田 重郎 三重県津市産品 1 4 2 2 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 4 月 1 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、平成 2 8 年 3 月 2 8 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 2 8 年 4 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成 2 8 年 3 月 2 8 日に議決を経た予算

平成 2 7 年度津市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 2 7 年度津市一般会計補正予算（第 1 0 号）

平成 2 7 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 7 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 7 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 7 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度津市水道事業会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度津市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度津市一般会計予算

平成 2 8 年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成 2 8 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成 2 8 年度津市介護保険事業特別会計予算

平成 2 8 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 2 8 年度津市営浄化槽事業特別会計予算

平成 2 8 年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成 2 8 年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成 2 8 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成 2 8 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 2 8 年度津市棕本財産区特別会計予算

平成 2 8 年度津市水道事業会計予算

平成 2 8 年度津市工業用水道事業会計予算書

平成 2 8 年度津市下水道事業会計予算書

平成 2 8 年度津市駐車場事業会計予算書

平成 2 8 年度津市農業共済事業会計予算書

平成 27 年度津市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 27 年度津市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,873,974 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,952,779 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加、変更は、「第 5 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		39,412,440	1,089,925	40,502,365
	1 市 民 税	18,739,590	1,000,000	19,739,590
	4 市 た ば こ 税	1,746,000	40,000	1,786,000
	7 特 別 土 地 保 有 税		49,925	49,925
2 地 方 譲 与 税		803,000	140,001	943,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	232,800	20,000	252,800
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	570,000	120,000	690,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税		1	1
4 配 当 割 交 付 金		200,000	90,000	290,000
	1 配 当 割 交 付 金	200,000	90,000	290,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		3,570,000	1,380,000	4,950,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,570,000	1,380,000	4,950,000
7 ゴルフ場利用税交付金		280,000	30,000	310,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	280,000	30,000	310,000
8 自動車取得税交付金		140,000	70,000	210,000
	1 自動車取得税交付金	140,000	70,000	210,000
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		43,000	4,226	47,226
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	43,000	4,226	47,226
11 地 方 交 付 税		18,965,490	59,898	19,025,388
	1 地 方 交 付 税	18,965,490	59,898	19,025,388
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,950,106	△7,613	1,942,493
	1 分 担 金	42,137	1,298	43,435
	2 負 担 金	1,907,969	△8,911	1,899,058
14 使用料及び手数料		1,965,420	29,133	1,994,553
	1 使 用 料	1,727,388	37,627	1,765,015
	2 手 数 料	238,032	△8,494	229,538
15 国 庫 支 出 金		15,222,151	△707,751	14,514,400
	1 国 庫 負 担 金	11,538,203	658	11,538,861
	2 国 庫 補 助 金	3,679,219	△708,209	2,971,010
	3 委 託 金	4,729	△200	4,529
16 県 支 出 金		6,769,574	△251,714	6,517,860
	1 県 負 担 金	4,100,408	7,032	4,107,440

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 県 補 助 金	2,038,243	△252,097	1,786,146
	3 委 託 金	630,923	△6,649	624,274
17 財 産 収 入		179,786	30,802	210,588
	1 財 産 運 用 収 入	120,097	8,640	128,737
	2 財 産 売 払 収 入	59,689	22,162	81,851
18 寄 附 金		6,216	22,729	28,945
	1 寄 附 金	6,216	22,729	28,945
19 繰 入 金		10,193,484	△4,181,471	6,012,013
	1 特 別 会 計 繰 入 金	18,916	41,473	60,389
	2 基 金 繰 入 金	10,174,568	△4,222,944	5,951,624
21 諸 収 入		1,050,782	29,561	1,080,343
	1 延滞金、加算金及び 過 料	50,001	70,000	120,001
	4 受 託 事 業 収 入	3,949	△105	3,844
	5 雑 入	862,780	△40,334	822,446
22 市 債		17,194,100	△701,700	16,492,400
	1 市 債	17,194,100	△701,700	16,492,400
歳 入	合 計	118,826,753	△2,873,974	115,952,779

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		666,451	△9,297	657,154
	1 議 会 費	666,451	△9,297	657,154
2 総 務 費		16,765,183	△457,904	16,307,279
	1 総 務 管 理 費	14,497,446	△485,205	14,012,241
	2 徴 税 費	1,319,058	△10,661	1,308,397
	3 戸籍住民基本台帳費	588,786	44,611	633,397
	5 統 計 調 査 費	136,530	△6,649	129,881
3 民 生 費		38,257,264	1,059,258	39,316,522
	1 社 会 福 祉 費	18,923,290	1,398,189	20,321,479
	2 児 童 福 祉 費	13,752,572	△336,804	13,415,768
	3 生 活 保 護 費	5,571,231	△2,127	5,569,104
4 衛 生 費		17,417,617	△1,038,826	16,378,791
	1 保 健 衛 生 費	2,706,987	10,842	2,717,829
	2 斎 場 費	475,089	△76,738	398,351
	3 環 境 費	478,709	△9,745	468,964
	4 清 掃 費	12,930,102	△907,387	12,022,715
	5 産業廃棄物処理費	19,469	△1,361	18,108
	6 簡 易 水 道 費	420,341	△15,300	405,041
	7 上 水 道 費	175,635	△35,900	139,735
	8 生 活 排 水 処 理 費	211,285	△3,237	208,048
5 労 働 費		59,220	△949	58,271
	1 労 働 諸 費	59,220	△949	58,271
6 農 林 水 産 業 費		3,284,690	△206,412	3,078,278
	1 農 業 費	2,419,683	△181,573	2,238,110
	2 林 業 費	203,351	△22,613	180,738
	3 水 産 業 費	238,565	△1,754	236,811
	4 農業集落排水費	423,091	△472	422,619
7 商 工 費		1,458,132	△99,210	1,358,922
	1 商 工 費	1,458,132	△99,210	1,358,922
8 土 木 費		15,315,153	△1,534,157	13,780,996
	1 土 木 管 理 費	242,669	△750	241,919
	2 道路橋りょう費	5,607,699	△701,804	4,905,895
	3 河 川 費	278,403	△8,805	269,598
	4 港 湾 費	66,671	335	67,006
	5 都 市 計 画 費	8,690,855	△815,083	7,875,772
	6 住 宅 費	428,856	△8,050	420,806

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		4,094,143	△49,028	4,045,115
	1 消 防 費	4,094,143	△49,028	4,045,115
10 教 育 費		11,075,592	△490,194	10,585,398
	1 教 育 総 務 費	1,988,672	△22,446	1,966,226
	2 小 学 校 費	3,348,307	△183,165	3,165,142
	3 中 学 校 費	1,983,717	△201,956	1,781,761
	4 幼 稚 園 費	1,599,296	△26,384	1,572,912
	5 社 会 教 育 費	1,591,479	△48,180	1,543,299
	6 短 期 大 学 費	564,121	△8,063	556,058
11 災 害 復 旧 費		857,708	△21,283	836,425
	1 農林水産業施設災害 復 旧 費	286,855		286,855
	2 公共土木施設災害復 旧 費	570,853	△21,283	549,570
12 公 債 費		9,398,000	△25,972	9,372,028
	1 公 債 費	9,398,000	△25,972	9,372,028
歳 出 合 計		118,826,753	△2,873,974	115,952,779

第2表 継続費補正

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	津市産業・スポーツセンター建設事業	13,388,556	平成26年度		13,388,556	平成26年度	
				平成27年度	1,862,290		平成27年度	1,857,682
				平成28年度	5,635,240		平成28年度	5,629,507
				平成29年度	5,891,026		平成29年度	5,901,367
4 衛生費	4 清掃費	新最終処分場建設事業	6,235,084	平成24年度		5,735,139	平成24年度	
				平成25年度	1,002,734		平成25年度	1,002,734
				平成26年度	1,396,341		平成26年度	1,396,341
				平成27年度	3,836,009		平成27年度	3,336,064
4 衛生費	4 清掃費	リサイクルセンター建設事業	4,858,478	平成25年度	256,211	4,752,126	平成25年度	256,211
				平成26年度	1,053,550		平成26年度	1,053,550
				平成27年度	3,548,717		平成27年度	3,442,365
8 土木費	2 道路橋りょう費	篠ヶ広山口線及び山口山本線道路新設改良事業	1,192,000	平成25年度	115,000	1,168,307	平成25年度	115,000
				平成26年度	539,000		平成26年度	539,000
				平成27年度	538,000		平成27年度	514,307
10 教育費	3 中学校費	美里地域施設一体型小中一貫校整備事業	797,200	平成27年度	747,200	650,171	平成27年度	603,998
				平成28年度	50,000		平成28年度	46,173

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	基盤情報ネットワークシステム強化対策事業	252,774
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)久居ホール整備事業	9,681
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	地方公共団体情報システム機構交付金	81,280
3 民生費	2 児童福祉費	民間社会福祉施設整備事業	22,384
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	20,824
6 農林水産業費	2 林業費	林道整備事業	4,375
8 土木費	2 道路橋りょう費	県施工道路改良事業負担金	5,265
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(道整備交付金事業)	110,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(交付金事業)	123,206
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(市単独事業)	33,135
8 土木費	3 河川費	排水機場ポンプ分解整備事業	22,783
8 土木費	5 都市計画費	(仮称)香良洲高台防災公園整備事業	17,900
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	過年発生道路橋りょう災害復旧事業	15,724
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	21,426
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	過年発生河川災害復旧事業	29,766

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市企業立地促進条例に基づく用地取得費助成奨励金（平成27年度操業開始分）	平成28年度から 平成32年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者が立地のために取得した用地の取得金額に20/100を乗じて得た額を5年間に分割して交付する額の5年分に相当する額（ただし、1件につき300,000千円を限度とする）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（平成27年中操業開始分）	平成28年度から 平成30年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（平成28年度）、75/100（平成29年度）及び50/100（平成30年度）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（特定産業分）（平成27年中操業開始分）	平成28年度から 平成30年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（平成28年度から平成30年度）

第5表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
情報関連整備事業	25,000	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金に ついてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、そ の債権者と協定する。ただ し、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
庁舎等整備事業	99,100	95,500
過疎地域振興事業	72,300	71,400
集会施設整備事業	359,500	315,600

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
防災対策事業	272,900	299,000
産業・スポーツセンター整備事業	1,809,300	1,798,600
塵芥処理施設建設事業	5,925,200	5,880,700
水道事業会計出資金	64,800	28,900
斎場施設整備事業	19,600	37,200
農業生産基盤整備事業	68,500	71,200
林道整備事業	7,000	4,300
道路整備事業	1,326,900	937,500
消防施設整備事業	299,900	291,900
学校教育施設整備事業	1,730,900	1,542,800
放課後児童施設整備事業	4,100	2,600
農地農業用施設災害復旧事業	23,900	21,600
公共土木施設災害復旧事業	133,200	122,300
商工業振興施設整備事業	217,000	186,300

平成 2 7 年度津市一般会計補正予算（第 1 0 号）

平成 2 7 年度津市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4, 6 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 5, 9 9 7, 4 6 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		14,514,400	44,684	14,559,084
	2 国 庫 補 助 金	2,971,010	44,684	3,015,694
歳 入 合 計		115,952,779	44,684	115,997,463

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		16,307,279	30,709	16,337,988
	1 総 務 管 理 費	14,012,241	30,709	14,042,950
6 農 林 水 産 業 費		3,078,278	13,975	3,092,253
	1 農 業 費	2,238,110	13,975	2,252,085
歳 出 合 計		115,952,779	44,684	115,997,463

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	「ええとこやんか三重」県と市町の移住促進事業	1,518
2 総務費	1 総務管理費	伝統芸能と温泉資源を活用した住民活動モデル構築事業	29,191
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産物生産消費循環システム構築事業	13,975

平成27年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,713,268千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,969,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 収 入		45,255,979	1,713,962	46,969,941
	1 事 業 収 入	24,750,743	1,714,000	26,464,743
	3 財 産 収 入	49,594	△38	49,556
2 国 庫 支 出 金		694	△694	
	1 国 庫 補 助 金	694	△694	
歳 入 合 計		45,256,673	1,713,268	46,969,941

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 費		44,619,027	1,339,173	45,958,200
	1 総 務 費	494,125	△10,946	483,179
	2 事 業 費	43,293,268	1,384,119	44,677,387
	3 施 設 費	831,634	△34,000	797,634
2 基 金 積 立 金		348,873	374,095	722,968
	1 基 金 積 立 金	348,873	374,095	722,968
歳 出 合 計		45,256,673	1,713,268	46,969,941

平成 27 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 27 年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 246, 150 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33, 345, 599 千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 567 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26, 443 千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		5,927,287	△129,976	5,797,311
	1 国民健康保険料	5,927,287	△129,976	5,797,311
2 国民健康保険税		5,608	1,042	6,650
	1 国民健康保険税	5,608	1,042	6,650
4 使用料及び手数料		3,010	△400	2,610
	1 手数料	3,010	△400	2,610
5 国庫支出金		6,298,671	133,574	6,432,245
	1 国庫負担金	4,822,709	248,605	5,071,314
	2 国庫補助金	1,475,962	△115,031	1,360,931
6 療養給付費交付金		1,272,232	△466,608	805,624
	1 療養給付費交付金	1,272,232	△466,608	805,624
7 前期高齢者交付金		8,480,510	△50,980	8,429,530
	1 前期高齢者交付金	8,480,510	△50,980	8,429,530
8 県支出金		1,495,895	△77,790	1,418,105
	1 県負担金	184,071	22,021	206,092
	2 県補助金	1,311,824	△99,811	1,212,013
9 共同事業交付金		6,622,972	239,760	6,862,732
	1 共同事業交付金	6,622,972	239,760	6,862,732
11 繰入金		1,921,028	1,583,875	3,504,903
	1 繰入金	1,921,028	1,583,875	3,504,903
13 諸収入		70,503	13,653	84,156
	1 延滞金、加算金及び過料	42,502	△900	41,602
	3 雑入	28,001	14,553	42,554
歳入合計		32,099,449	1,246,150	33,345,599

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		415,132	△11,762	403,370
	1 総 務 管 理 費	287,409	△1,354	286,055
	2 徴 収 費	123,909	△9,870	114,039
	3 運 営 協 議 会 費	881	△268	613
	4 趣 旨 普 及 費	2,933	△270	2,663
2 保 險 給 付 費		19,524,687	1,060,862	20,585,549
	1 療 養 諸 費	17,119,442	897,401	18,016,843
	2 高 額 療 養 費	2,266,175	177,804	2,443,979
	4 出 産 育 児 諸 費	118,920	△14,893	104,027
	5 葬 祭 諸 費	19,800	550	20,350
3 後期高齢者支援金等		3,474,134	5,649	3,479,783
	1 後期高齢者支援金等	3,474,134	5,649	3,479,783
4 前期高齢者納付金等		3,196	△847	2,349
	1 前期高齢者納付金等	3,196	△847	2,349
5 老人保健拠出金		154	△13	141
	1 老人保健拠出金	154	△13	141
6 介 護 納 付 金		1,250,023	△2,885	1,247,138
	1 介 護 納 付 金	1,250,023	△2,885	1,247,138
7 共 同 事 業 拠 出 金		6,650,402	212,350	6,862,752
	1 共 同 事 業 拠 出 金	6,650,402	212,350	6,862,752
8 保 健 事 業 費		332,709	△6,580	326,129
	1 特定健康診査事業費	253,710	△8,312	245,398
	2 保 健 事 業 費	78,999	1,732	80,731
11 諸 支 出 金		429,012	△10,624	418,388
	1 償還金及び還付加算金	415,041	△13,005	402,036
	2 繰 出 金	13,971	2,381	16,352
歳 出 合 計		32,099,449	1,246,150	33,345,599

直営診療施設勘定

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診 療 収 入		11,823	△1,814	10,009
	1 外 来 収 入	11,273	△1,951	9,322
	2 その他の診療収入	550	137	687
3 繰 入 金		13,971	2,381	16,352
	1 事業勘定繰入金	13,971	2,381	16,352
歳 入 合 計		25,876	567	26,443

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		19,837	137	19,974
	1 施設管理費	19,837	137	19,974
2 医 業 費		6,039	430	6,469
	1 医 業 費	6,039	430	6,469
歳 出 合 計		25,876	567	26,443

平成 27 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 27 年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 285,589 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,826,160 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		5,665,805	110,000	5,775,805
	1 介 護 保 険 料	5,665,805	110,000	5,775,805
3 国 庫 支 出 金		6,054,974	△11,987	6,042,987
	1 国 庫 負 担 金	4,597,780	△1,994	4,595,786
	2 国 庫 補 助 金	1,457,194	△9,993	1,447,201
4 支 払 基 金 交 付 金		7,136,788	△2,790	7,133,998
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,136,788	△2,790	7,133,998
5 県 支 出 金		3,756,464	△5,992	3,750,472
	1 県 負 担 金	3,664,077	△1,245	3,662,832
	2 県 補 助 金	92,387	△4,747	87,640
6 財 産 収 入		493	△20	473
	1 財 産 運 用 収 入	493	△20	473
7 繰 入 金		3,706,914	△1,472	3,705,442
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,706,914	△1,472	3,705,442
8 繰 越 金		213,915	187,886	401,801
	1 繰 越 金	213,915	187,886	401,801
9 諸 収 入		4,718	9,964	14,682
	2 雑 入	3,118	9,964	13,082
歳 入 合 計		26,540,571	285,589	26,826,160

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		394,817	2,081	396,898
	1 総 務 管 理 費	119,623	△166	119,457
	2 徴 収 費	32,059	△350	31,709
	3 介護認定調査費等費	160,296	2,788	163,084
	4 介護認定審査会費	80,810	△191	80,619
2 保 険 給 付 費		25,421,100		25,421,100
	1 介護及び予防給付費	24,316,334		24,316,334
3 地 域 支 援 事 業 費		498,048	△24,345	473,703
	2 包括的支援事業・任意事業費	430,616	△24,345	406,271
4 基 金 積 立 金		493	305,853	306,346
	1 基 金 積 立 金	493	305,853	306,346
6 諸 支 出 金		226,113	2,000	228,113
	1 償還金及び還付加算金	226,113	2,000	228,113
歳 出 合 計		26,540,571	285,589	26,826,160

平成 27 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 672 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 754, 876 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,409,057	△44,044	2,365,013
	1 後期高齢者医療保険料	2,409,057	△44,044	2,365,013
3 繰 入 金		3,346,118	△88,375	3,257,743
	1 一般会計繰入金	3,346,118	△88,375	3,257,743
4 繰 越 金		3	43,558	43,561
	1 繰 越 金	3	43,558	43,561
5 諸 収 入		5,010	83,189	88,199
	1 延滞金、加算金及び過料	10	390	400
	3 雑 入	1	82,799	82,800
歳 入 合 計		5,760,548	△5,672	5,754,876

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,669,159	△5,572	5,663,587
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,669,159	△5,572	5,663,587
3 諸 支 出 金		5,200	△100	5,100
	1 償還金及び還付加算金	5,200	△100	5,100
歳 出 合 計		5,760,548	△5,672	5,754,876

平成 27 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 111,153 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 315,195 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		28,432	△4,120	24,312
	1 分担金	28,432	△4,120	24,312
2 使用料及び手数料		16,580	△5,880	10,700
	1 使用料	16,580	△5,880	10,700
3 国庫支出金		100,095	△29,803	70,292
	1 国庫補助金	100,095	△29,803	70,292
4 県支出金		47,185	△15,463	31,722
	1 県補助金	47,185	△15,463	31,722
5 繰入金		65,756	1,613	67,369
	1 一般会計繰入金	65,756	1,613	67,369
6 市債		168,300	△57,500	110,800
	1 市債	168,300	△57,500	110,800
歳入合計		426,348	△111,153	315,195

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		358,381	△95,690	262,691
	1 市営浄化槽事業費	358,381	△95,690	262,691
3 基金積立金		40,675	△15,463	25,212
	1 基金積立金	40,675	△15,463	25,212
歳出合計		426,348	△111,153	315,195

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
市営浄化槽事業	168,300	110,800

平成 27 年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 159,874 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 770,548 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		72	788	860
	1 分担金		62	62
	2 負担金	72	726	798
2 使用料及び手数料		54,063	△299	53,764
	1 使用料	54,059	△367	53,692
	2 手数料	4	68	72
3 国庫支出金		117,105	△38,663	78,442
	1 国庫補助金	117,105	△38,663	78,442
4 繰入金		420,341	△15,300	405,041
	1 一般会計繰入金	420,341	△15,300	405,041
7 市債		338,500	△106,400	232,100
	1 市債	338,500	△106,400	232,100
歳入合計		930,422	△159,874	770,548

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		73,829	△3,490	70,339
	1 総務管理費	73,829	△3,490	70,339
2 事業費		562,493	△156,218	406,275
	1 簡易水道事業費	562,493	△156,218	406,275
3 公債費		294,100	△166	293,934
	1 公債費	294,100	△166	293,934
歳出合計		930,422	△159,874	770,548

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
簡易水道事業	338,500	232,100

平成 2 7 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5 4 , 6 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,818	3,322	7,140
	1 分担金	3,818	3,322	7,140
2 使用料及び手数料		127,629	△2,850	124,779
	1 使用料	127,628	△2,850	124,778
3 財産収入		5	2	7
	1 財産運用収入	5	2	7
4 繰入金		423,091	△472	422,619
	1 繰入金	423,091	△472	422,619
歳入合計		554,603	2	554,605

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		5	2	7
	1 基金積立金	5	2	7
歳出合計		554,603	2	554,605

平成 27 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 254,249 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 426,717 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		55,200	△14,000	41,200
	1 国庫補助金	55,200	△14,000	41,200
3 繰入金		606,664	△225,849	380,815
	1 繰入金	606,664	△225,849	380,815
6 市債		18,900	△14,400	4,500
	1 市債	18,900	△14,400	4,500
歳入合計		680,966	△254,249	426,717

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		493,658	△254,249	239,409
	1 事業費	493,658	△254,249	239,409
歳出合計		680,966	△254,249	426,717

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
土地区画整理事業	18,900	4,500

平成 2 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1, 3 8 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 6, 8 6 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 支 出 金		3,297	2,008	5,305
	1 県 補 助 金	3,297	2,008	5,305
5 諸 収 入		57,786	39,380	97,166
	1 貸 付 金 元 利 収 入	57,784	30,975	88,759
	2 雑 入	2	8,405	8,407
歳 入 合 計		65,474	41,388	106,862

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		31,623	39,673	71,296
	1 総 務 管 理 費	31,623	39,673	71,296
3 公 債 費		33,650	1,715	35,365
	1 公 債 費	33,650	1,715	35,365
歳 出 合 計		65,474	41,388	106,862

平成27年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の棕本財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		10	4	14
	1 財 産 運 用 収 入	10	4	14
2 繰 入 金		494	1	495
	1 基 金 繰 入 金	494	1	495
3 繰 越 金		5	△1	4
	1 繰 越 金	5	△1	4
歳 入	合 計	510	4	514

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 基 金 積 立 金		10	4	14
	1 基 金 積 立 金	10	4	14
歳 出	合 計	510	4	514

平成27年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度津市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	7,768,831	△264,038	7,504,793
第1項 営業収益	6,718,986	△339,268	6,379,718
第2項 営業外収益	1,049,843	△26,317	1,023,526
第3項 特別利益	2	101,547	101,549

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	7,405,968	△419,896	6,986,072
第1項 営業費用	6,929,266	△415,681	6,513,585
第2項 営業外費用	471,948	△5,715	466,233
第3項 特別損失	4,754	1,500	6,254

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,562,664千円」を「2,110,517千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,163,870	△223,755	940,115
第1項 企業債	715,100	△110,700	604,400
第2項 出資金	64,800	△35,900	28,900
第3項 補助金	360,262	△77,155	283,107

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	3,726,534	△675,902	3,050,632
第1項 建設改良費	2,795,794	△675,902	2,119,892

(企業債)

第4条 予算第6条中、限度額「715,100千円」を「604,400千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	981,823	△104,750	877,073

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第10条中「74,043千円」を「61,839千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

平成27年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成27年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	9,306,314	1,746,065	11,052,379
第1項 営 業 収 益	2,872,668	454,183	3,326,851
第2項 営 業 外 収 益	6,433,645	1,250,428	7,684,073
第3項 特 別 利 益	1	41,454	41,455

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,850,327	253,599	10,103,926
第1項 営 業 費 用	7,740,579	251,158	7,991,737
第2項 営 業 外 費 用	1,602,053	2,441	1,604,494

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,587,281千円」を「4,204,322千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	6,545,218	△2,070,935	4,474,283
第1項 企 業 債	3,799,700	△360,300	3,439,400
第2項 負 担 金	497,243	△431,249	65,994
第3項 補 助 金	2,248,275	△1,279,386	968,889

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	9,132,499	△453,894	8,678,605
第1項 建設改良費	3,427,396	△81,650	3,345,746
第2項 流域下水道建設負担金	1,095,703	△373,302	722,401
第3項 企業債償還金	4,609,400	1,058	4,610,458

(特例的収入及び支出)

第4条 予算第4条の2中、「716,600千円及び1,275,200千円」を「471,765千円及び950,115千円」に改める。

(継続費)

第5条 平成26年度津市下水道事業特別会計予算で定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

を次のとおり改める。

			単位 千円					
款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	中央浄化センター 自家用発電機改築事業	168,000	平成26年度	68,000	165,186	平成26年度	68,000
				平成27年度	100,000		平成27年度	97,186
1 資本的支出	1 建設改良費	町屋第2雨水幹線 築造事業	560,300	平成26年度	186,300	545,089	平成26年度	186,300
				平成27年度	374,000		平成27年度	358,789

第5条の2 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

第5条の2 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	町屋ポンプ場ポンプ設備(3号ポンプ)築造事業	508,700	平成27年度	203,500
				平成28年度	6,500
				平成29年度	298,700
1 資本的支出	1 建設改良費	町屋ポンプ場ポンプ設備(3号ポンプ)築造工事に伴う電気設備整備事業	149,300	平成27年度	80,250
				平成28年度	5,650
				平成29年度	63,400

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり改める。 単位 千円

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道事業負担金	1,088,200	714,200
公共下水道事業	2,211,500	2,225,200
資本費平準化	500,000	500,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	996,618	3,300	999,918

(他会計からの補助金)

第8条 予算第10条中「4,584,597千円」を「4,461,589千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

平成28年度津市一般会計予算

平成28年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,596,260千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		39,014,626
	1 市 民 税	18,223,814
	2 固 定 資 産 税	16,159,072
	3 軽 自 動 車 税	687,785
	4 市 た ば こ 税	1,765,070
	5 入 湯 税	38,339
	6 都 市 計 画 税	2,140,546
2 地 方 譲 与 税		853,017
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	225,816
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	627,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	200
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		77,600
	1 利 子 割 交 付 金	77,600
4 配 当 割 交 付 金		200,000
	1 配 当 割 交 付 金	200,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		75,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		3,927,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,927,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		271,600
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	271,600
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		168,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	168,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000
10 地 方 特 例 交 付 金		155,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	155,000
11 地 方 交 付 税		18,000,000
	1 地 方 交 付 税	18,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		45,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 交通安全対策特別交付金	45,000
13 分担金及び負担金		1,918,624
	1 分担金	35,499
	2 負担金	1,883,125
14 使用料及び手数料		1,941,189
	1 使用料	1,719,017
	2 手数料	222,172
15 国庫支出金		15,184,128
	1 国庫負担金	11,435,004
	2 国庫補助金	3,744,209
	3 委託金	4,915
16 県支出金		6,389,801
	1 県負担金	4,027,684
	2 県補助金	1,801,144
	3 委託金	560,973
17 財産収入		184,604
	1 財産運用収入	121,370
	2 財産売却収入	63,234
18 寄附金		8,616
	1 寄附金	8,616
19 繰入金		10,369,699
	1 特別会計繰入金	111,909
	2 基金繰入金	10,257,790
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		1,314,556
	1 延滞金、加算金及び過料	100,001
	2 市預金利子	3,500
	3 貸付金元利収入	110,914
	4 受託事業収入	4,546
	5 雑収入	1,095,595
22 市債		13,355,200
	1 市債	13,355,200
歳 入	合 計	113,596,260

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		646,127
	1 議 会 費	646,127
2 総 務 費		19,590,468
	1 総 務 管 理 費	17,385,770
	2 徴 税 費	1,407,607
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	508,493
	4 選 挙 費	171,560
	5 統 計 調 査 費	32,617
	6 監 査 委 員 費	84,421
3 民 生 費		39,561,363
	1 社 会 福 祉 費	20,110,903
	2 児 童 福 祉 費	13,735,407
	3 生 活 保 護 費	5,704,882
	4 災 害 救 助 費	10,171
4 衛 生 費		10,337,462
	1 保 健 衛 生 費	2,793,090
	2 斎 場 費	321,227
	3 環 境 費	478,150
	4 清 掃 費	5,845,244
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	14,326
	6 簡 易 水 道 費	422,433
	7 上 水 道 費	175,508
	8 生 活 排 水 処 理 費	287,484
5 労 働 費		59,086
	1 労 働 諸 費	59,086
6 農 林 水 産 業 費		2,725,798
	1 農 業 費	1,804,921
	2 林 業 費	182,978
	3 水 産 業 費	316,968
	4 農 業 集 落 排 水 費	420,931
7 商 工 費		1,237,069
	1 商 工 費	1,237,069
8 土 木 費		15,197,418
	1 土 木 管 理 費	257,570
	2 道 路 橋 り よ う 費	5,465,162
	3 河 川 費	379,810

(単位：千円)

款	項	金額
	4 港 湾 費	93,248
	5 都 市 計 画 費	8,570,523
	6 住 宅 費	431,105
9 消 防 費		3,991,993
	1 消 防 費	3,991,993
10 教 育 費		10,407,476
	1 教 育 総 務 費	2,091,718
	2 小 学 校 費	2,697,244
	3 中 学 校 費	1,722,139
	4 幼 稚 園 費	1,631,920
	5 社 会 教 育 費	1,690,235
	6 短 期 大 学 費	574,220
11 災 害 復 旧 費		35,600
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	35,600
12 公 債 費		9,629,300
	1 公 債 費	9,629,300
13 諸 支 出 金		77,100
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
	2 貸 付 金	55,000
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	113,596,260

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合計画策定業務委託	平成 2 9 年度	8,496
ふるさと津かがやき寄附感謝品（三重テラス商品引換券）	平成 2 9 年度	発行年度内未利用分
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得（平成 2 8 年度先行取得依頼分）	平成 2 8 年度から債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証（平成 2 8 年度分）	平成 2 8 年度から債務完了年度まで	8,500,000
（仮称）久居ホール管理運営計画策定支援業務委託	平成 2 9 年度	13,533
障がい者計画及び第5期障がい福祉計画策定業務委託	平成 2 9 年度	5,000
一般廃棄物処理基本計画策定業務委託	平成 2 9 年度	9,123
道路整備計画策定業務委託	平成 2 9 年度	2,320
伊勢鉄道支援事業負担金	平成 2 9 年度から平成 3 0 年度まで	55,418
津駅栄町線及び羽所町第 1 0 号線道路改良事業用地取得及び補償	平成 2 9 年度から平成 3 0 年度まで	349,526
産業廃棄物税負担事業	平成 2 9 年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備事業	675,900	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては当該見直 し後の利率)	40か年以内(据置期間を 含む。)償還とし、政府資 金についてはその融資条 件により、銀行その他の 場合は、その債権者と協 定する。ただし、市財政 の都合により繰り上げ償 還することができる。
過疎地域振興事業	69,700			
出張所等整備事業	4,100			
集会施設整備事業	17,900			
防災対策事業	9,500			
産業・スポーツセンター整備事業	5,396,500			
文化振興施設整備事業	387,500			
災害援護資金貸付金	22,100			
社会福祉施設整備事業	1,000			
水道事業会計出資金	65,500			
農業生産基盤整備事業	43,300			
林道整備事業	5,200			
地域水産物供給基盤整備事業	70,300			
道路整備事業	1,172,600			
公園整備事業	10,300			
消防施設整備事業	240,300			
学校教育施設整備事業	1,011,900			
放課後児童施設整備事業	25,500			
公共土木施設災害復旧事業	26,100			
臨時財政対策	4,100,000			

平成28年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成28年度津市のモーターボート競走事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,126,972千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 競 艇 事 業 収 入		52,126,972
	1 事 業 収 入	31,610,920
	2 使 用 料 及 び 手 数 料	6,358
	3 財 産 収 入	49,925
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	20,459,768
歳 入 合 計		52,126,972

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 競 艇 事 業 費		51,797,651
	1 総 務 費	502,749
	2 事 業 費	50,037,828
	3 施 設 費	1,157,074
	4 繰 出 金	100,000
2 基 金 積 立 金		49,626
	1 基 金 積 立 金	49,626
3 公 債 費		279,695
	1 公 債 費	279,695
歳 出 合 計		52,126,972

平成28年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,682,949千円と定める。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,418千円と定める。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,788,097
	1 国民健康保険料	6,788,097
2 国民健康保険税		4,033
	1 国民健康保険税	4,033
3 一部負担金		20
	1 一部負担金	20
4 使用料及び手数料		2,710
	1 手数料	2,710
5 国庫支出金		6,445,785
	1 国庫負担金	4,854,843
	2 国庫補助金	1,590,942
6 療養給付費交付金		697,752
	1 療養給付費交付金	697,752
7 前期高齢者交付金		9,040,074
	1 前期高齢者交付金	9,040,074
8 県支出金		1,517,064
	1 県負担金	236,512
	2 県補助金	1,280,552
9 共同事業交付金		7,345,936
	1 共同事業交付金	7,345,936
11 繰入金		1,778,674
	1 繰入金	1,778,674
12 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		62,803
	1 延滞金、加算金及び過料	36,002
	3 雑入	26,801
歳入	合計	33,682,949

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		418,023
	1 総 務 管 理 費	295,629
	2 徴 収 費	118,737
	3 運 営 協 議 会 費	881
	4 趣 旨 普 及 費	2,776
2 保 険 給 付 費		20,722,952
	1 療 養 諸 費	18,147,612
	2 高 額 療 養 費	2,437,951
	3 移 送 費	350
	4 出 産 育 児 諸 費	117,239
	5 葬 祭 諸 費	19,800
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		3,521,454
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	3,521,454
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		1,989
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,989
5 老 人 保 健 拠 出 金		154
	1 老 人 保 健 拠 出 金	154
6 介 護 納 付 金		1,179,244
	1 介 護 納 付 金	1,179,244
7 共 同 事 業 拠 出 金		7,440,796
	1 共 同 事 業 拠 出 金	7,440,796
8 保 健 事 業 費		335,707
	1 特 定 健 康 診 査 事 業 費	257,846
	2 保 健 事 業 費	77,861
11 諸 支 出 金		42,630
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	27,051
	2 繰 出 金	15,579
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	33,682,949

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		11,747
	1 外 来 収 入	11,060
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	687
2 使 用 料 及 び 手 数 料		90
	2 手 数 料	90
3 繰 入 金		15,579
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	15,579
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		27,418

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		20,682
	1 施 設 管 理 費	20,682
2 医 業 費		6,736
	1 医 業 費	6,736
歳 出 合 計		27,418

平成28年度津市介護保険事業特別会計予算

平成28年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,017,656千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		5,812,834
	1 介 護 保 険 料	5,812,834
2 使 用 料 及 び 手 数 料		500
	1 手 数 料	500
3 国 庫 支 出 金		6,218,648
	1 国 庫 負 担 金	4,711,630
	2 国 庫 補 助 金	1,507,018
4 支 払 基 金 交 付 金		7,313,319
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,313,319
5 県 支 出 金		3,857,508
	1 県 負 担 金	3,754,977
	2 県 補 助 金	102,531
6 財 産 収 入		605
	1 財 産 運 用 収 入	605
7 繰 入 金		3,811,031
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,811,031
8 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
9 諸 収 入		3,208
	2 雑 入	1,608
	3 延滞金、加算金及び過料	1,600
歳 入 合 計		27,017,656

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		405,113
	1 総 務 管 理 費	122,381
	2 徴 収 費	26,982
	3 介 護 認 定 調 査 費 等 費	165,255
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	82,920
	5 趣 旨 普 及 費	1,491
	6 計 画 策 定 等 関 係 費	6,084
2 保 険 給 付 費		26,051,100
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	24,895,871
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,137,792
	3 そ の 他 諸 費	17,437
3 地 域 支 援 事 業 費		548,637
	1 介 護 予 防 事 業 費	67,897
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	480,740
4 基 金 積 立 金		605
	1 基 金 積 立 金	605
6 諸 支 出 金		12,201
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,201
歳 出 合 計		27,017,656

平成 28 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 28 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 0 0 5, 8 1 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,546,180
	1 後期高齢者医療保険料	2,546,180
2 使用料及び手数料		360
	1 手 数 料	360
3 繰 入 金		3,454,263
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,454,263
4 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
5 諸 収 入		5,010
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	3 雑 入	1
	4 償還金及び還付加算金	4,999
歳 入 合 計		6,005,816

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		88,129
	1 総 務 管 理 費	69,868
	2 徴 収 費	18,261
2 後期高齢者医療広域連 合 納 付 金		5,912,487
	1 後期高齢者医療広域連 合 納 付 金	5,912,487
3 諸 支 出 金		5,200
	1 償還金及び還付加算金	5,200
歳 出 合 計		6,005,816

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定業務委託	平成29年度	5,300

平成28年度津市営浄化槽事業特別会計予算

平成28年度津市の市営浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ664,503千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		37,246
	1 分 担 金	37,246
2 使 用 料 及 び 手 数 料		54,007
	1 使 用 料	54,007
3 国 庫 支 出 金		111,660
	1 国 庫 補 助 金	111,660
4 県 支 出 金		55,478
	1 県 補 助 金	55,478
5 財 産 収 入		12
	1 財 産 運 用 収 入	12
6 繰 入 金		137,199
	1 一 般 会 計 繰 入 金	137,199
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 市 債		268,900
	1 市 債	268,900
歳 入	合 計	664,503

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		35,958
	1 総 務 管 理 費	35,958
2 事 業 費		581,355
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	581,355
3 基 金 積 立 金		45,890
	1 基 金 積 立 金	45,890
4 公 債 費		1,300
	1 公 債 費	1,300
歳 出	合 計	664,503

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成29年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市営浄化槽事業	268,900	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件によ り、銀行その他の場合 は、その債権者と協定 する。ただし、市財政 の都合により繰り上げ 償還することができ る。

平成28年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成28年度津市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,263,158千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		72
	2 負 担 金	72
2 使 用 料 及 び 手 数 料		52,697
	1 使 用 料	52,693
	2 手 数 料	4
3 国 庫 支 出 金		219,015
	1 国 庫 補 助 金	219,015
4 繰 入 金		422,433
	1 一 般 会 計 繰 入 金	422,433
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		340
	1 雑 入	340
7 市 債		568,600
	1 市 債	568,600
歳 入 合 計		1,263,158

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		97,176
	1 総 務 管 理 費	97,176
2 事 業 費		862,582
	1 簡 易 水 道 事 業 費	862,582
3 公 債 費		303,400
	1 公 債 費	303,400
歳 出 合 計		1,263,158

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成29年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡易水道事業	568,600	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件によ り、銀行その他の場合 は、その債権者と協 定する。ただし、市 財政の都合により繰 り上げ償還すること ができる。

平成28年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成28年度津市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ551,873千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		3,818
	1 分 担 金	3,818
2 使 用 料 及 び 手 数 料		127,118
	1 使 用 料	127,117
	2 手 数 料	1
3 財 産 収 入		5
	1 財 産 運 用 収 入	5
4 繰 入 金		420,931
	1 繰 入 金	420,931
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		551,873

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		10,072
	1 総 務 管 理 費	10,072
2 事 業 費		228,493
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	228,493
3 基 金 積 立 金		5
	1 基 金 積 立 金	5
4 公 債 費		313,303
	1 公 債 費	313,303
歳 出 合 計		551,873

平成28年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成28年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,284,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
2 国庫支出金		359,910
	1 国庫補助金	359,910
3 繰入金		599,685
	1 繰入金	599,685
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		200
	1 雑入	200
6 市債		324,700
	1 市債	324,700
歳 入 合 計		1,284,497

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		1,096,197
	1 事業費	1,096,197
2 公債費		188,300
	1 公債費	188,300
歳 出 合 計		1,284,497

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津駅前北部土地区画整理事業移転補償（変電所）	平成29年度から 平成30年度まで	1,011,000
産業廃棄物税負担事業	平成29年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理事業	324,700	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	20か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件に よ、銀行その他の場 合は、その債権者と 協定する。ただし、 市財政の都合により 繰り上げ償還するこ とができる。

平成28年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成28年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		3,177
	1 県 補 助 金	3,177
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		49,828
	1 貸 付 金 元 利 収 入	48,687
	2 雑 入	1,141
歳 入 合 計		53,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		23,556
	1 総 務 管 理 費	23,556
2 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
3 公 債 費		29,250
	1 公 債 費	29,250
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		53,007

平成 2 8 年度津市棕本財産区特別会計予算

平成 2 8 年度津市の棕本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 6 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		9
	1 財 産 運 用 収 入	9
2 繰 入 金		548
	1 基 金 繰 入 金	548
3 繰 越 金		5
	1 繰 越 金	5
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	563

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		554
	1 総 務 管 理 費	554
2 基 金 積 立 金		9
	1 基 金 積 立 金	9
歳 出	合 計	563

平成28年度津市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	130,500 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	39,998,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	109,584 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事 配水施設改良工事 浄水施設整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 水道事業収益	7,564,907
第1項 営 業 収 益	6,533,734
第2項 営 業 外 収 益	1,030,863
第3項 特 別 利 益	310

支 出	単位 千円
第1款 水道事業費用	7,334,103
第1項 営 業 費 用	6,824,113
第2項 営 業 外 費 用	504,698
第3項 特 別 損 失	5,292

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,122,263 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款	資本的収入	2,487,915
第1項	企業債	1,441,800
第2項	出資金	65,500
第3項	補助金	496,036
第4項	負担金	484,579

支 出		単位 千円
第1款	資本的支出	4,610,178
第1項	建設改良費	3,597,560
第2項	企業債償還金	912,587
第3項	投資	100,031

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	三雲浄水場 配水ポンプ設備 改修事業	595,000	平成28年度	360,000
				平成29年度	235,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成29年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額
水道事業 営業関連業務委託	平成29年度から 平成33年度まで	1,190,420千円
(仮称) 第2次水道事業基本計画 策定業務委託	平成29年度	14,397千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道建設改良資金にあてるため	千円 1,441,800	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
職員給与費	962,924

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、110,008千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、66,141千円と定める。

津市長 前 葉 泰 幸

平成28年度津市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	360,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	986 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 工業用水道事業収益		23,373
第1項 営業収益		23,328
第2項 営業外収益		45

支 出		単位 千円
第1款 工業用水道事業費用		23,341
第1項 営業費用		22,770
第2項 営業外費用		571

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

津市長 前 葉 泰 幸

平成28年度津市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	49,002 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	12,830,000 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	35,151 m ³
(4) 主要な建設改良事業	汚水管渠建設工事 雨水管渠建設工事 処理場設備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 下水道事業収益	10,885,001	
第1項 営 業 収 益	3,278,649	
第2項 営業外収益	7,606,351	
第3項 特 別 利 益	1	

支 出		単位 千円
第1款 下水道事業費用	9,256,380	
第1項 営 業 費 用	7,677,860	
第2項 営業外費用	1,576,866	
第3項 特 別 損 失	1,654	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,388,181千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款 資本的収入		3,937,333
第1項 企業債		3,167,000
第2項 負担金		32,682
第3項 補助金		737,651

支 出		単位 千円
第1款 資本的支出		8,325,514
第1項 建設改良費		2,799,673
第2項 流域下水道建設負担金		746,341
第3項 企業債償還金		4,779,500

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円					
款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	極楽橋ポンプ場ポンプ設備(5号雨水ポンプ)改築事業	304,600	平成28年度	189,000
				平成29年度	115,600

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成29年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	平成28年度から融資額返済完了年度まで	10,005千円
(仮称) 下水道事業基本計画策定業務委託	平成29年度	12,636千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 709,800	証書借入 又は 証券発行	% 年3.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後 においては 当該見直し後 の利率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還とし、 政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合は、その債権 者と協定する。ただし、 市財政の都合により繰り 上げ償還することができ る。
公共下水道事業	1,807,900			
資本費平準化	649,300			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
職員給与費	573,435

(他会計からの補助金)

第11条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,659,392千円である。

津市長 前 葉 泰 幸

平成28年度津市駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1,020台
(2) 年間駐車台数	828,000台
(3) 一日平均駐車台数	2,269台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 駐車場事業収益		259,890千円
第1項 営業収益		257,997千円
第2項 営業外収益		1,893千円
	支	出
第1款 駐車場事業費用		209,100千円
第1項 営業費用		196,171千円
第2項 営業外費用		12,929千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額85,074千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

	支	出
第1款 資本的支出		85,074千円
第1項 建設改良費		31,026千円
第2項 企業債償還金		31,753千円
第3項 他会計長期借入金償還金		22,295千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額の流用は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

9, 923千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、7, 533千円と定める。

津市長 前 葉 泰 幸

平成28年度津市農業共済事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度津市農業共済事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(事業の予定量)

第2条 事業の予定量は、次のとおりとする。

1 農作物共済

(1) 水稻

ア	加	入	者	数	4,200	人				
イ	引	受	面	積	413,900	a				
ウ	引	受	収	量	13,791,148	kg				
エ	kg	当	た	り	共	済	金	額	200	円
オ	共	済	金	額	2,621,867,500	円				
カ	保	険	金	額	2,592,502,584	円				

(2) 麦

ア	加	入	者	数	65	人				
イ	引	受	面	積	97,600	a				
ウ	引	受	収	量 (一筆)	54,635	kg				
エ	kg	当	た	り	共	済	金	額 (一筆)	161	円
オ	基	準	生	産	金	額 (災害収入)	238,073,000	円		
カ	共	済	金	額	223,061,935	円				
キ	保	険	金	額	186,278,894	円				

2 家畜共済

ア	加	入	者	数	17	人
イ	引	受	頭	数	3,106	頭
	(ア)	乳	用	牛	1,510	頭
	(イ)	肉	用	牛	1,476	頭
	(ウ)	種	豚		20	頭
	(エ)	肉	豚		100	頭
ウ	共	済	金	額	840,646,000	円
エ	保	険	金	額	672,516,800	円

3 畑作物共済

(1) 大豆

ア	加	入	者	数	40	人				
イ	引	受	面	積	63,500	a				
ウ	引	受	収	量	609,805	kg				
エ	kg	当	た	り	共	済	金	額	323	円
オ	共	済	金	額	135,352,770	円				
カ	保	険	金	額	121,817,493	円				

4 園芸施設共済

ア	加	入	者	数	94	人
イ	引	受	棟	数	220	棟
ウ	共	済	金	額	264,066,000	円
エ	保	険	金	額	237,659,400	円

5 損害防止事業

ア	水稻地域特定病虫害防除事業	15	地区
イ	家畜特定損害防止事業 (実施頭数)	2,651	頭
ウ	狩猟免許取得支援事業	10	人
エ	害獣捕獲用檻設置補助事業	6	基

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位：千円)

摘 要	農作物 共済勘定	家畜 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	81,126	92,479	47,841	7,620	94,009	323,075
第1項 営業収益	81,123	92,476	47,838	7,617	91,495	320,549
第2項 営業外収益	1	1	1	1	2,461	2,465
第3項 特別利益	2	2	2	2	53	61

支 出

(単位：千円)

摘 要	農作物 共済勘定	家畜 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	81,126	92,479	47,841	7,620	94,009	323,075
第1項 営業費用	81,122	92,475	47,837	7,616	92,499	321,549
第2項 営業外費用	1	1	1	1	7	11
第3項 特別損失	2	2	2	2	503	511
第4項 予備費	1	1	1	1	1,000	1,004

(資本的収入及び支出)

第4条 業務勘定の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入

第1項 業務引当金 1 千円

支 出

第1款 資本的支出

第1項 固定資産取得費 1 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 72,844 千円

(他会計からの補助金)

第6条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、下記のとおりとする。

業務勘定

受取補助金(一般会計補助金) 81,735 千円

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 8 2 号

下記の者の充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	充当通知書

津市公告第 4 6 号

次のとおり津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業企画提案募集に係るプロポーザルを実施しますので、公告します。

平成 2 8 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 目的

津市では、津市総合計画後期基本計画、津市環境基本計画及び津市地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの利用促進を図っています。

本市としましては、地球温暖化対策推進の一環として、また、新エネルギーの利用促進、更には遊休市有地の有効活用を図るため、津市白銀環境清掃センター（一般廃棄物埋立処分場）跡地の一部をメガソーラー発電事業用地として貸付けることとしました。

つきましては、当該用地でのメガソーラー発電事業に係る企画提案（発電設備の設置撤去、発電事業の運営及び維持管理等に関すること）を募集します。

なお、採択された事業者には、発電事業による地域貢献事業についても実施していただきます。

2 募集概要

(1) 件名

津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業企画提案募集

(2) 内容

津市白銀環境清掃センター跡地の一部をメガソーラー発電事業用地として事業者に貸付け、その事業者が発電事業並びに発電事業による地域貢献事業を実施することとするため、発電設備等の設置撤去、発電事業の運営及び維持管理並びに地域貢献事業に関する企画提案を募集します。

(3) 事業の場所等

ア 場所

津市白銀環境清掃センター跡地の一部（津市片田田中町 1382 番地 2 ほか、別添 1-1 のとおり）の約 40,000 m²（別添 1-2 のとおり）

イ 事業期間

発電設備等の設置（準備も含む）、発電事業の運営（固定価格買取制度

による調達期間20年間)及び発電設備等の撤去完了までの期間とします。

ウ 事業規模

1 MW以上2 MW未満の出力規模とします。

なお、本市が事前に中部電力株式会社に対し、2 MW未満の出力規模の連系制限の有無を確認した結果、平成28年2月12日時点では「連系制限なし」との回答を得ました。

しかし、今後、状況の変化等があった場合は、連系の可否も含め回答内容が変更される可能性があることから、系統連系が確約されたものではありません。

(4) 貸付期間

貸付期間は、事業期間と同じとします。

(5) 貸付料

当該事業用地として有償で貸付けます。ただし、その金額については、津市財産に関する条例に基づき算出した年額78円/㎡以上の金額とし、事業者からの提案により決定します。なお、1年未満の事業期間については日割り計算した金額とします。

また、貸付料の納付は毎年度ごととし、初年度については、土地賃貸借契約締結後速やかに納付することとし、翌年度以降は、年度内に本市が発行する納入通知書により遅滞なく納付すること。

3 発電事業実施に係る諸条件

(1) 事業用地に関すること

ア 本用地は、平成28年3月末にて廃棄物の受入れを終了とするが、同年6月末頃までは覆土の受入れ作業を行うため、貸付開始時点の土地状況は覆土完了時予想図面(別添1-3)のとおりとします。

なお、搬入される土量の増減により、予想図面に変更が生じる場合があります。

イ 本用地は、平成27年12月末時点において、高濃度のメタンガスや硫化水素の噴出箇所が多く存在しており、状況次第では、その箇所が増加すること考えられます。

ウ 本用地は廃棄物埋立処分場であり、浸出水処理等による沈下の恐れがあるが、本市は不等沈下への対応等、当該事業期間中の本用地の使用に関する一切の責任を負いません。

エ 津市白銀環境清掃センター跡地の外周には侵入防護柵を設置しているが、本用地へも第三者の侵入対策等の措置を講じること。

(2) 事業着手に関すること

ア 当該事業に必要な関係法令に基づく申請等の諸手続きは、全て事業者の負担と責任において行うこと。

イ 当該事業の実施にあたり、本市から補助金等の交付はしません。

ウ 本市へは、事前に着手日、関係法令申請状況、工事等の計画及びスケジュールを報告すること。また、当該事業に関係する調査を実施する場合は、本市と協議の上、着手すること。

(3) 工事にに関すること

ア 事業用地は、平成27年12月末時点において、高濃度のメタンガスや硫化水素の噴出箇所が多く存在しており、状況次第では、その箇所が増加することとも考えられるため、工事を実施する際には十分注意するとともに対策を講じること。

イ 工事は、原則、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日に実施すること。

ただし、これら土曜日、日曜日及び祝日に実施したい場合については、本市と協議の上、決定すること。

ウ 工事用車両等の進入道路、駐車場、資材置き場等については、本市と協議の上、決定することとし、事業者の負担において事業用地内に整備すること。

エ 工事用水、工事用電源等は、事業者の負担において確保すること。

オ 工事中の騒音、振動及び汚水等により周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないよう努めること。

カ 事業用地は津市西部クリーンセンター（一般廃棄物焼却処分場）と隣接しているため、廃棄物を搬入する一般車両や収集車両の通行を優先させる等、交通事故防止に努めること。

キ 当該事業に関係する調査及び工事については、可能な限り、市内の事業者等への発注に努めること。

ク 工事の進捗状況等を、適宜、本市に報告すること。

ケ 太陽光発電設備等の施工方法については指定しないが、施工方法によっては廃棄物処理法や土壌汚染対策法に基づく各種届出等が必要になるため、それらの手続きを遺漏なく行うこと。ただし、既存のガスモニタリング管を破損するような施工方法は認めません。

また、ガスモニタリング管への接触や環境測定等に支障を生じさせることのないようにするとともに、噴出したガスが滞留しないような措置を講じること。

コ 当該事業に係る設備等からの雨水対策については、事業者の負担において実施することとし、工法等を事前に本市と協議、決定の上、実施すること。

サ 最終処分場の廃止基準である覆土厚 50cm 以上を確保するため、当該事業用地での掘削はできないことから、基礎工事に伴う杭基礎等廃棄物に影響のある工事は行わないこと。万が一、工事中に廃棄物が露出した場合は、直ちに本市に報告するとともに、関係法令等に基づき、事業者の負担と責任において適切に処理すること。

シ 既存施設等を破壊、破損した場合は、直ちに本市へ報告するとともに、事業者の負担と責任において適切に処理すること。

ス 工事中に事故が発生した場合は、直ちに本市へ報告することとし、その報告によって得た情報は、事業者と協議の上、公表することがあります。

(4) 運営及び維持管理に関すること

ア 当該事業にあたり、本市からの補助金等交付や市税減免等の優遇措置はしないため、運営及び維持管理については、すべて事業者の負担と責任において実施すること。従って、設置した施設等に賦課される公租公課は、事業者にて負担すること。

イ 事業期間中、電気事業法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令等を遵守すること。

ウ 事業期間中、津市白銀環境清掃センター跡地の維持管理等を目的とした本市職員の立ち入りや環境教育・環境学習に伴うメガソーラーの見学等に対して、特段の事情がない限り応じること。

エ 環境教育・環境学習に寄与するため、発電電力量等を表示する装置及びメガソーラーの説明表示板を設置すること。

オ 除草作業や設備のメンテナンス等当該事業の運営及び維持管理に係る全ての業務は、可能な限り市内の事業者等を活用すること。

カ 当該事業の運営及び維持管理中、事故や障害等が発生した場合は、適宜、本市へ報告することとし、その報告によって得た情報は、事業者と協議の上、公表することがあります。

キ 事業者は、発電電力量実績や事業収支等の状況を毎年度、本市へ報告すること。

ク 当該事業の実施中に起こった紛争等に関しては、本市は一切の責任を負わないため、事業者として責任ある立場で解決すること。

ケ 採択された事業者が当該事業を継続できなくなった場合は、この事業者から推薦され本市が適切と認めた事業者又は本市が別に適切と認めた事業者、同一条件を原則として権利及び義務を承継させることとします。なお、適切と認められた事業者は、事前に本市と協議し、継承の可否を書面（任意様式）にて本市に行うこととします。

コ 当該事業の事業期間終了後の発電設備等は、原則として本市が指定する期日までに事業者の負担と責任によって撤去するとともに原状回復した上で本市に返還すること。ただし、本市と事業者が協議し、その結果によっては事業継続も可能とします。

(5) 地域貢献に関すること

当該事業を通じて、地元への経済効果、環境教育や災害時等の地域貢献事業を実施すること。

(6) その他

前号までに掲げるもの以外に生じた事案や課題等については、別途、関係者間で協議の上、対処することとします。

4 参加資格

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 過去にメガソーラー（1箇所での出力規模が1 MW以上）発電事業の実績があること。又は設置工事に着手、若しくは事業運営を開始していること。
- (2) 当該事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する企業等であること。
- (3) 企画提案への参加申込時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案への参加申込時点において、次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て

- (5) 企画提案への参加申込者は、国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び参加申込者所在地における市町村税が未納でないこと。
- (6) 企画提案への参加申込時点において、津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）による指名停止期間中でないこと。
- (7) 企画提案への参加申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 スケジュール（予定）

項 目	期 日
企画提案募集要領等の公表	平成 28 年 4 月 1 日（金）
現地説明会	
参加申込締切	平成 28 年 4 月 11 日（月）
現地説明会開催	平成 28 年 4 月 15 日（金）
質問書	
提出締切	平成 28 年 4 月 22 日（金）
企画提案への参加	
申込締切	平成 28 年 5 月 10 日（火）
参加資格審査	平成 28 年 5 月 16 日（月）
参加資格審査結果の通知	平成 28 年 5 月 31 日（火）
企画提案書等 参加資格を有する事業者のみ	
提出締切	平成 28 年 6 月 20 日（月）
企画提案の審査	
プレゼンテーション・ヒアリング	平成 28 年 6 月 28 日（火）
審査結果の公表	平成 28 年 6 月 30 日（木）
協定及び土地賃貸借仮契約の締結	平成 28 年 7 月
売電開始手続等 決定事業者と中部電力において	
事前相談申込～確認結果	平成 28 年 7 月
接続検討申込～設備認定	平成 28 年 7 月～9 月
電力販売申込～受給契約・連系	平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月
土地賃貸借契約の締結	平成 29 年 4 月
当該事業への着手	平成 29 年 4 月

6 現地説明会

企画提案への参加を検討している事業者を対象に、次のとおり現地説明会を開催するため、参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式 1）を提出すること。

- (1) 開催日時 平成 28 年 4 月 15 日（金） 雨天決行
受付開始 13 時 30 分～、説明開始 14 時～
- (2) 開催場所 津市白銀環境清掃センター跡地（津市片田田中町 1383 番地）
- (3) 申込期限 平成 28 年 4 月 11 日（月）17 時まで（必着）
- (4) 申込方法 持参、郵送、FAX 及び E-mail とします。なお、郵送、FAX 及び E-mail で申込む場合は、申込期限までに電話で申込先へ受理確認をすること。
- (5) 申込先 津市環境部環境政策課環境共生担当
〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号（本庁舎 3 階）
電話番号 059-229-3212
FAX 059-229-3354
E-mail 229-3139@city.tsu.lg.jp
- (6) 申込様式 現地説明会参加申込書（様式 1）
- (7) その他

ア 参加申込みを受付けた事業者へは、説明会当日の集合場所及び駐車場の案内図等を E-mail にて案内します。

イ 現地説明会に参加する事業者は、各自で本募集要領と別添 1-1～1-3 の各図面を準備し、当日持参すること。

ウ 参加者人数は、3 名以内とします。

エ 現地での説明は今回限りとし、個別での対応は行いません。

オ 当日は、現地の見学のみとし、質疑は受け付けません。質疑がある場合は、次の「7 質問の受付及び回答」に示すとおり行うこと。

カ 見学会への参加の有無は、企画提案への参加に必要な要件ではありません。

7 質問の受付及び回答

本募集要領等に関する質疑は、次のとおり行うため、質問がある場合は、質問書（様式 2）の提出により行うこと。

(1) 質問の受付

- ア 提出期限 平成 28 年 4 月 22 日 (金) 17 時まで (必着)
- イ 提出方法 E-mail のみとします。なお、提出後は、提出期限までに
電話で提出先へ受理確認をすること。
- ウ 提出先 津市環境部環境政策課環境共生担当
E-mail 229-3139@city.tsu.lg.jp
- エ 提出様式 質問書 (様式 2)

(2) 質問に対する回答

受付けた質問及び本市からの回答については、質問者の名前は非公開とし、平成 28 年 4 月 27 日 (水) 以降に、津市ホームページに登載するため、各自で確認すること。

津市ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>

8 参加申込

企画提案への参加を希望する場合は、次のとおり事前に企画提案参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限 平成 28 年 5 月 10 日 (火) 17 時まで (必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送とします。なお、郵送で提出する場合は、提出
期限までに電話で提出先へ受理確認をすること。
- (3) 提出先 津市環境部環境政策課環境共生担当
〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号 (本庁舎 3 階)
電話番号 059-229-3212

(4) 提出書類

名称	様式	提出部数
企画提案参加申込書	様式 3	正本 1 部、 副本 10 部 (副本はコピー可)
誓約書	様式 4	
メガソーラー発電事業の実績等	様式 5	
事業者の概要	任意	
法人事業報告書 (直近 2 年分)	任意	
法人事業決算書 (直近 2 年分)	任意	
法人登記簿謄本	—	
完納証明書 (国税 (法人税、消費税及び地方消費税) 及び参加申込者所在地における市町村税)	—	

(5) 参加資格審査

申込を行った事業者の参加資格については、当該事業プロポーザル方式審査委員会において、本募集要領に基づき審査し、参加資格の有無に関係なく参加資格審査結果通知書 (第 6 号様式又は第 7 号様式) により通知します。

9 企画提案書等の提出

参加資格を有すると通知を受けた事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、企画提案の提出は 1 事業者につき 1 提案とし、複数提案を認めません。

- (1) 提出期限 平成 28 年 6 月 20 日 (月) 17 時まで (必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送とします。なお、郵送で提出する場合は、提出期限までに電話で提出先へ受理確認をすること。
- (3) 提出先 津市環境部環境政策課環境共生担当
〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号 (本庁舎 3 階)
電話番号 059-229-3212

(4) 提出書類

名称	様式	提出部数
企画提案書	様式 6	正本 1 部、副本 10 部（副本はコピー可）
事業実施計画書	様式 7	
整地工事設計図	任意	
発電設備の機器配置図を含む設備配置計画図 （縮尺 1/2000 程度の平面図）	任意	
基礎等を含む発電設備（ユニット）の立面図	任意	
発電設備等維持管理計画書	任意	
事業実施体制等	様式 8	
事業実施費用等計画書	様式 9	
地域貢献事業に関する企画提案書	様式 10	

(5) その他

ア 企画提案書等に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

イ 企画提案書等提出後の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。

10 企画提案プレゼンテーション等及び審査

参加資格を有する事業者から提出された企画提案書等に基づいて、次のとおりプレゼンテーション及び当該事業プロポーザル方式審査委員による当該事業者へのヒアリングを実施します。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時等

ア 日時 平成 28 年 6 月 28 日（火）午前 9 時からとし、1 事業者の持ち時間については、「準備作業 5 分、プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分、撤収作業 5 分」の 50 分間とします。

イ 場所 津市役所本庁舎 6 階 61 会議室（三重県津市西丸之内 23 番 1 号）

ウ その他

(7) プレゼンテーション及びヒアリングへの参加は、各事業者 2 名以内と

します。

- (イ) プレゼンテーション及びヒアリングの際に使用する資料については、提出済みの企画提案書等を使用することとし、追加資料は認めません。

なお、提出済みの企画提案書等以外を使用した場合は、当該事業に係る企画提案への参加資格を剥奪し失格とします。

- (ウ) プレゼンテーションの際には、プロジェクターを使用した拡大映像での説明も可能とします。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で用意します。

(2) 審査方法

当該事業プロポーザル方式審査委員会は非公開にて行い、各事業者からの企画提案を総合的に評価及び審査のうえ、最優秀企画提案者を決定します。また、参加事業者が1者であっても同様に審査を行います。なお、最優秀企画提案者が本市の定める基準以下であった場合は、不採用とする場合があります。

(3) 審査基準

№	審査区分	評価点割合	審査項目
1	事業者	10%	メガソーラー発電事業の実績
			経営状況
2	設備 ・ 施工	15%	発電設備の構成
			施工方法・施工体制・施工スケジュール
			市内事業者の関わり
3	発電事業	15%	運営体制及びスケジュール
			市内事業者の関わり
			収支計画
4	地域貢献	20%	地域活性化への取組
			環境教育への取組
			災害時における取組
			それぞれの取組により見込まれる効果
5	総合力	10%	№1～2 の当該事業準備段階における評価
			№3～4 の当該事業実施における評価
6	貸付料	30%	貸付料の点数算出計算式 $30 \text{ 点 (満点)} \times \left(\frac{\text{提案貸付料}}{\text{最高額の提案貸付料}} \right) = \text{点数 (小数点第 2 位を四捨五入)}$

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により通知するとともに、結果の概要を津市ホームページで公表します。

なお、最優秀企画提案者を最優先事業候補者（以下「候補者」という。）として定め、候補者以外の事業者名及び審査における点数等は公表しません。また審査結果についての質問及び異議等は受付ません。

11 協定及び土地賃貸借契約の締結

市長は、当該事業プロポーザル方式審査委員会の審査結果に基づき、候補者と協議の上、事業実施に係る基本的事項等を定めた協定及び土地賃貸借契

約を締結します。

なお、協定締結時点において、次に掲げるいずれかの要件に該当した場合は、候補者としての資格を剥奪し、当該事業プロポーザル方式審査委員会において候補者の次に評価が高かった企画提案者を候補者として定め、前項 5 スケジュールに変更を及ぼさない場合に限り、候補者との協議により協定を締結する場合があります。

また、土地賃貸借契約締結時点において、次に掲げる(1)から(3)のいずれかの要件に該当した場合は、協定の解除及び候補者の決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する場合。
- (2) 次の申立てがなされている場合。
 - ア 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て
- (3) 候補者が、国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び候補者所在地における市町村税を滞納している場合。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）による指名停止期間中である場合。

12 留意事項

- (1) 本市からの提示資料については、応募に係る検討以外の目的で使用することはできません。
- (2) 企画提案書類の取扱い
 - ア 提出された企画提案書等は、メガソーラー発電事業者を選考する以外に、その提出事業者が無断で使用しません。
 - イ 提出された企画提案書等は、メガソーラー発電事業者の選考に必要な範囲に限定して複製することがあります。
 - ウ 提出された企画提案の著作権は、その提出事業者に帰属するが、提出されたすべての書類は返却しません。
- (3) 当該事業への企画提案に関する費用は、すべて事業者の負担とします。
- (4) 郵送や E-mail 等の通信事故について、本市は一切の責任を負いません
- (5) 企画提案参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後に辞退を申し出た場合においても、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるもので

はありません。

- (6) 当該事業に着手するに当たり、本応募要領の記載内容、企画提案書等に記載された提案事項に対して不履行が認められた場合は、本市が指定する期日までに、発電設備等を事業者の負担と責任において速やかに撤去するとともに原状回復した上で本市に返還すること。

13 担当窓口

津市環境部環境政策課環境共生担当

〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号（本庁舎 3 階）

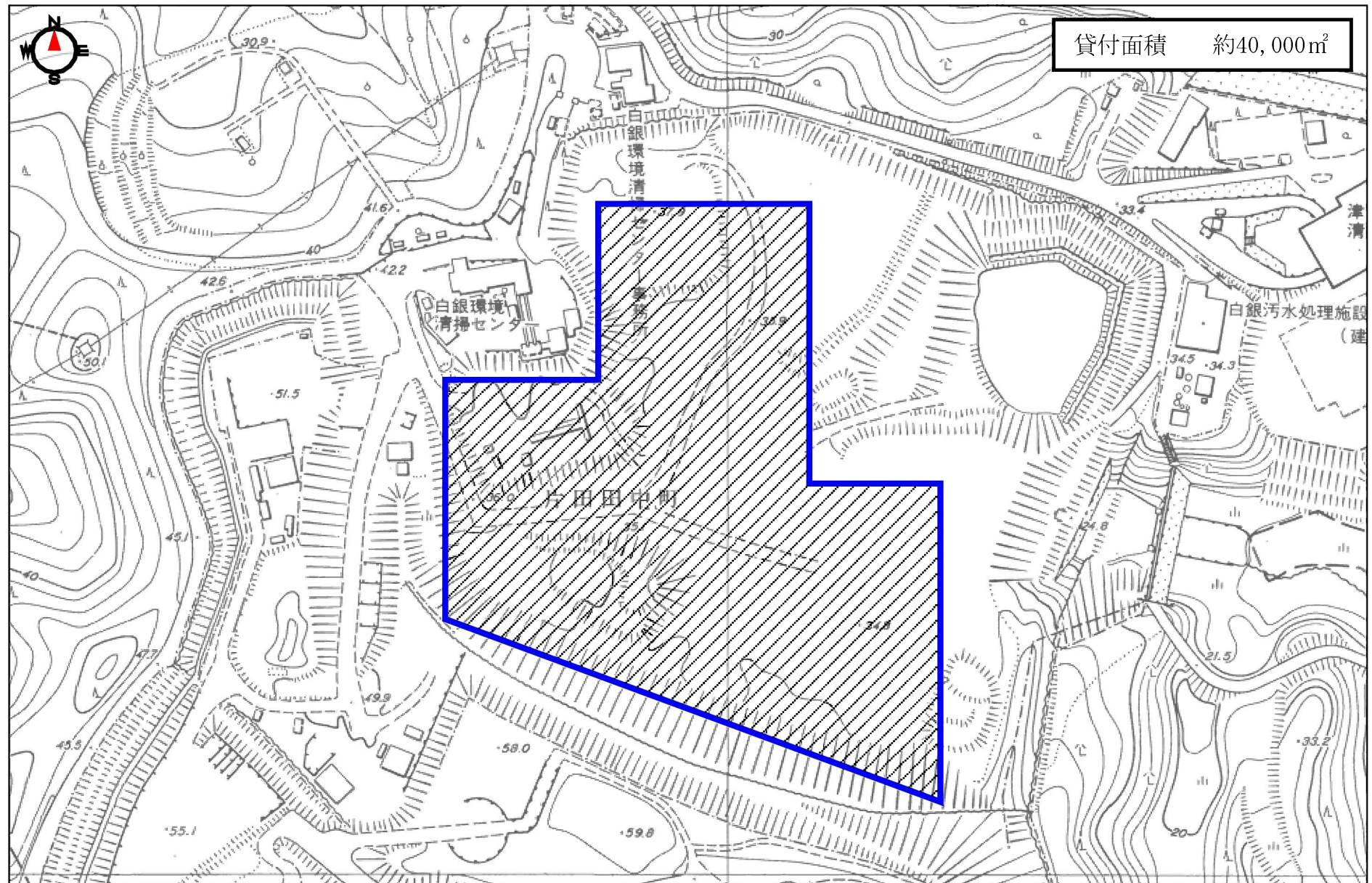
電話番号 059-229-3212

F A X 059-229-3354

E-mail 229-3139@city.tsu.lg.jp



津市白銀環境清掃センター跡地平面図

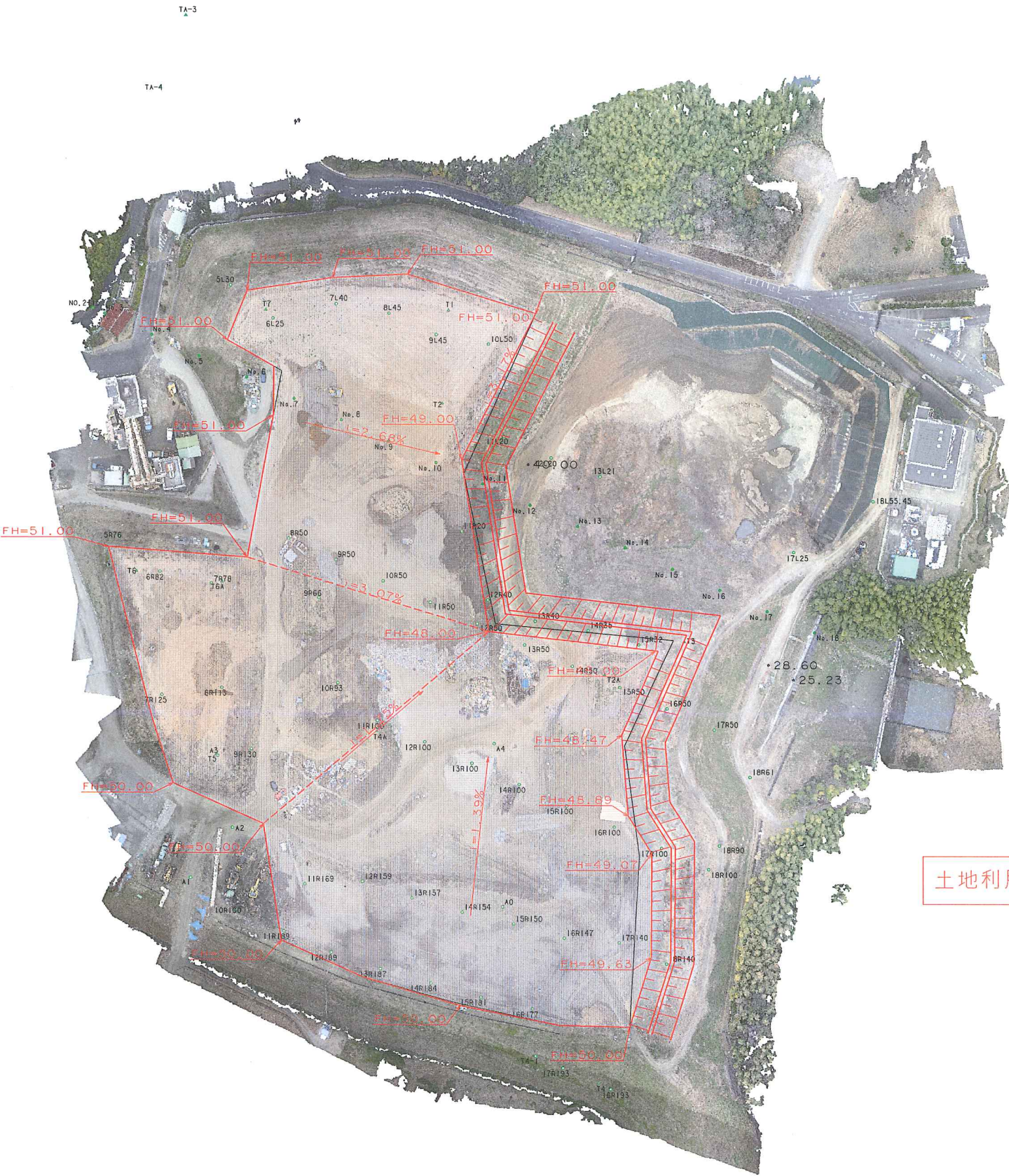


0 100m
1:2,500

覆土完了時予想図面

土地利用計画平面図

S=1/1000



土地利用面積 A=36,421.43 m²

工 事 名	仮称 太陽光発電施設利用整備		
施工箇所名	三重県津市片田中町地内		
図面の種類	土地利用計画平面図		
縮 尺	1:1000	図面番号	/
発注機関名	津 市		

様式 1

現地説明会参加申込書

平成 年 月 日

津市長 前葉 泰幸

津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業の企画提案に係る現地説明会への参加を下記のとおり申込みます。

事業者名等	ふりがな 会社名		役職		
			ふりがな 氏名		
所在地	〒				
参加者	所属		役職		
			ふりがな 氏名		
	所属		役職		
			ふりがな 氏名		
	所属		役職		
			ふりがな 氏名		
担当者	所属		役職		
			ふりがな 氏名		
電話番号					
F A X					
E - m a i l					

参加者は3名以内とし、参加者全員の所属、役職、氏名を記入すること。

質疑応答は、現地説明会では行わない。

様式 2

質 問 書

平成 年 月 日

津市長 前葉 泰幸

所 在 地 〒

商 号 (名 称)

代表者役職・氏名

印

(担当者)

所属・役職

氏 名

電 話 番 号

F A X

E - m a i l

津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業の企画提案に関して、下記のとおり質問します。

質 問 事 項 (具体的かつ簡潔に記載)

様式 3

企画提案参加申込書

平成 年 月 日

津市長 前葉 泰幸

所 在 地 〒

商 号 (名 称)

代表者役職・氏名

印

(担当 者)

所 属 ・ 役 職

氏 名

電 話 番 号

F A X

E - m a i l

下記事業に係る企画提案への参加について、関係書類を添えて申込みます。

記

1 事 業 名 津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業

2 関 係 書 類

名称	様式	提出部数
誓約書	様式 4	正本 1 部、副本 10 部 (副本は コピー可)
メガソーラー発電事業の実績等	様式 5	
事業者の概要	任意	
法人事業報告書 (直近 2 年分)	任意	
法人事業決算書 (直近 2 年分)	任意	
法人登記簿謄本	—	
完納証明書 (国税 (法人税、消費税及び地方消費税) 及び参加申込者所在地における市町村税)	—	

様式 4

誓 約 書

平成 年 月 日

津市長 前葉 泰幸

所 在 地 〒

商 号 (名 称)

代表者役職・氏名

印

津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業に係る企画提案に参加申込するにあたり、当社は次のことを誓約します。

- 1 企画提案への参加申込時点において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- 2 企画提案への参加申込時点において、次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て
- 3 企画提案への参加申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

様式 5

メガソーラー発電事業の実績等

津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業に係る企画提案への応募に至った理由と過去のメガソーラー発電事業の実績を記載。

● 応募に至った理由
● 過去のメガソーラー発電事業の実績 契約書等、事業内容がわかる資料（写し可）を添付すること。

様式 6

企画提案書

平成 年 月 日

津市長 前葉 泰幸

所 在 地 〒

商 号 (名 称)

代表者役職・氏名

印

(担当者)

所属・役職

氏 名

電 話 番 号

F A X

E - m a i l

下記事業に係る企画提案書について、関係書類を添えて提出します。

記

1 事 業 名 津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業

2 関 係 書 類

名称	様式	提出部数
事業実施計画書	様式 7	正本 1 部、副本 10 部 (副本は コピー可)
整地工事設計図	任意	
発電設備の機器配置図を含む設備配置計画図 (縮尺 1/2000 程度の平面図)	任意	
基礎等を含む発電設備 (ユニット) の立面図	任意	
発電設備維持管理計画書	任意	
事業実施体制等	様式 8	
事業実施費用等計画書	様式 9	
地域貢献事業に関する企画提案書	様式 10	

事業実施計画書

事業名	
津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業	
運営形態（該当部分にチェック）	
☐ 自社運営 ☐ 子会社運営 ☐ 共同運営 ☐ その他（ ）	
事業期間	
設置工事期間 （ 年 ヶ月間）	（着手）平成 年 月 日から （完了）平成 年 月 日まで
運転期間 （ 年 ヶ月間）	（開始）平成 年 月 日から （終了）平成 年 月 日まで
撤去工事期間 （ 年 ヶ月間）	（着手）平成 年 月 日から （完了）平成 年 月 日まで
用地賃借料	
1 m ² 当たりの用地賃借料	円 / m ²
設備概要	
発電能力 1	k W
予想年間発電電力量	k W h / 年
太陽電池モジュール	
セル種類	
製造メーカー・型番	
公称最大出力	
設置枚数	
パワーコンディショナー	
製造メーカー・型番	
定格出力	
設置基数	
架台	
製造メーカー・型番	
構造・アレイ角度・台数	
基礎・固定方法	

- 1 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力それぞれの合計値のいずれか小さい方を記載。

事業実施体制等

津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業における事業実施体制等を記載。

● 概要（事業内容や実施体制の特徴を記載）
● 実施体制図（施工及び運営に係る体制図を役割分担等も含め記載）
● 実施スケジュール（施工及び運営に係るスケジュールを役割分担等も含め記載）

各項目において、その他の資料があれば添付。

事業実施費用等計画書

1 施工費用

項 目	金 額 (千 円)	積 算 根 拠
(1) 造成費		
・ 整地工事費		
小 計		
(2) 設計費		
・ 実施設計費		
小 計		
(3) 設備費		
・ 太陽電池 (モジュール)		
・ パワーコンディショナー		
・ 太陽電池架台		
小 計		
(4) 工事費		
・ 基礎工事		
・ 据付工事		
・ 電気設備工事		
小 計		
(5) 諸経費		
小 計		
消費税及び地方消費税		
合 計 ((1) ~ (5))		

上記項目は記載例であり、必要な項目は適宜追加しなるべく具体的に記載。

事業実施費用等計画書

2 資金調達

項 目	金額（千円）	
自己資金		
外部資金（金融機関借入等）		
その他資金		
合 計		

3 運営費用（年間収支計画）

(1) 収 入

項 目	金額（千円）	積 算 根 拠
売電収入		
合 計		

その他、収入に係る項目があれば適宜追加し記載。

(2) 支 出

項 目	金額（千円）	積 算 根 拠
用地賃貸料		
維持管理費		
一般管理費		
合 計		

その他、支出に係る項目があれば適宜追加し記載。

地域貢献事業に関する企画提案書

津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業を通じ、経済効果、環境教育並びに防災等の地域貢献事業に関する企画提案を記載。

● 提案概要
● 提案内容（具体的な内容を記載。図表等での表現も可）
● 効果（見込まれる効果を具体的に記載）

各項目において、その他の資料があれば添付。